

まるがめ

農業委員会だより

vol.21

【発行・編集】

丸亀市農業委員会

丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL(0877)24-8826(直通)



農業委員会憲章

- 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

新年のご挨拶



丸亀市農業委員会

会長 松永 哲夫

新年明けましておめでとうございます。農家の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

振り返ってみますと、昨年は大変な一年でした。年初の能登半島地震は、いまだ復興途上で、各地でたびたび発生した大雨災害は、今や常態化しつつあります。

また、国際情勢は相変わらず不安定で、紛争解決の糸口さえ見えておりません。

さらに、トランプ大統領の再登板が決定し、わが国でも石破内閣が発足したものの、総選挙において与野党が逆転し、非常に不安定な政情です。

そのような中、我が国の農政は、四半世紀ぶりに改正された「食料・

農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の向上を目指し、諸施策が展開されようとしています。

特に、昨年発生した米不足による米価高騰は、今後の農産品の「適正価格」についての議論を巻き起こしました。

そして、本年4月からは新たに策定される「地域計画」に基づき、農地の有効利用、優良農地の確保・保全に努めなければなりません。

そのためには、核となる農業の担い手の育成、担い手への農地の集約化を図るとともに、兼業農家等の多様な形態の農家に対しても、支援していく必要があると思います。

あわせて、市内の遊休農地の発生防止や解消にも取り組んでまいります。

そして、本年が農家の皆様にとって実り多き一年となりますようにお祈り申し上げます。



「農家相談」をご利用ください

毎月、農家相談を開催しています。農地のことでお困りの方は、一度ご相談ください。

開催日時

・丸亀市役所3階農業委員会
毎月5日

・綾歌市民総合センター
毎月10日

・飯山市民総合センター
毎月27日

相談時間は午前9時〜11時です。

土日祝にあたる場合は、その次の日になります。

地区割はしていませんので、どの日をご利用いただいても構いません。予約もできます。

相談例

- ・農地を貸したい・借りたい
- ・農地の売買を考えている
- ・農地の転用を考えている
- ・農地のことで困っているなど

【お問い合わせ】

農業委員会 24-8826
 綾歌センター 86-5516
 飯山センター 98-7957

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!!

農家のための情報紙

全国農業新聞

- ◆発行日 週一回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円【送料・税込み】



市長・議長へ
改善意見書を提出

令和6年10月18日、松永市長、福部市議会議長に対し、松永会長から農業者からの意見・要望等を取りまとめた「令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見書」を提出しました。



意見書の要旨は次のとおりです。

一、担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

① 「地域計画」変更の事務手続き、「農用地利用集積等促進計画」に基づく貸借においては、農業者に過度な負担が生じないように調整されたい。

② 目標地図上、将来の耕作者を定められない「空白」農地が多数ある。

農地の利用調整を図り、貸借を促進するため、地域計画の進行管理について関係機関の協力体制を構築されたい。

二、遊休農地等の発生防止・解消について

① 営農用機械の故障や劣化による修理費用に対して、その一部について市単独で補助をお願いしたい。

② 「耕作放棄地解消事業費補助金要綱」を改正し、耕作条件の悪い遊休農地を借受けた耕作者に対する持続的経費の一部補助について盛り込まれたい。

三、農業への新規参入等の促進について

① 地域単位で新規就農者との意見交換・交流の場の開設、また定期訪問等によるサポート体制を構築されたい。

四、その他

① 井出ざらい等の出役者不足に対し、地域環境は非農家を含めた住民全体で守るという意識改革を促し、協働で保全管理を行う組織づくりを推進されたい。

② 小規模農地の需要に因應するため、耕作放棄地の多様な農地利用の一つとして、市民・体験農園の活用可能性について調査研究されたい。

③ 水田活用直接支払交付金制度について、きめ細やかな周知に努めるとともに、麦等の支援交付金の制度化を国、県へ要請されたい。



農地の適正管理について

近年、農業者の高齢化や農業の担い手の減少等により、耕作放棄地が増加しています。適切に管理されていない農地に対して、周辺からは雑草繁殖による病害虫の発生や、種子の飛散、草木の越境、花粉の飛散によるアレルギー症状の悪化等の相談、苦情が数多く寄せられています。

農地法第2条では、農地の権利を有する者の責務として「農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と規定されています。

農地の所有者等は、休耕される場合でも、耕起、草刈り、除草等を行い、農地の適正管理に努めていただきますようお願いいたします。

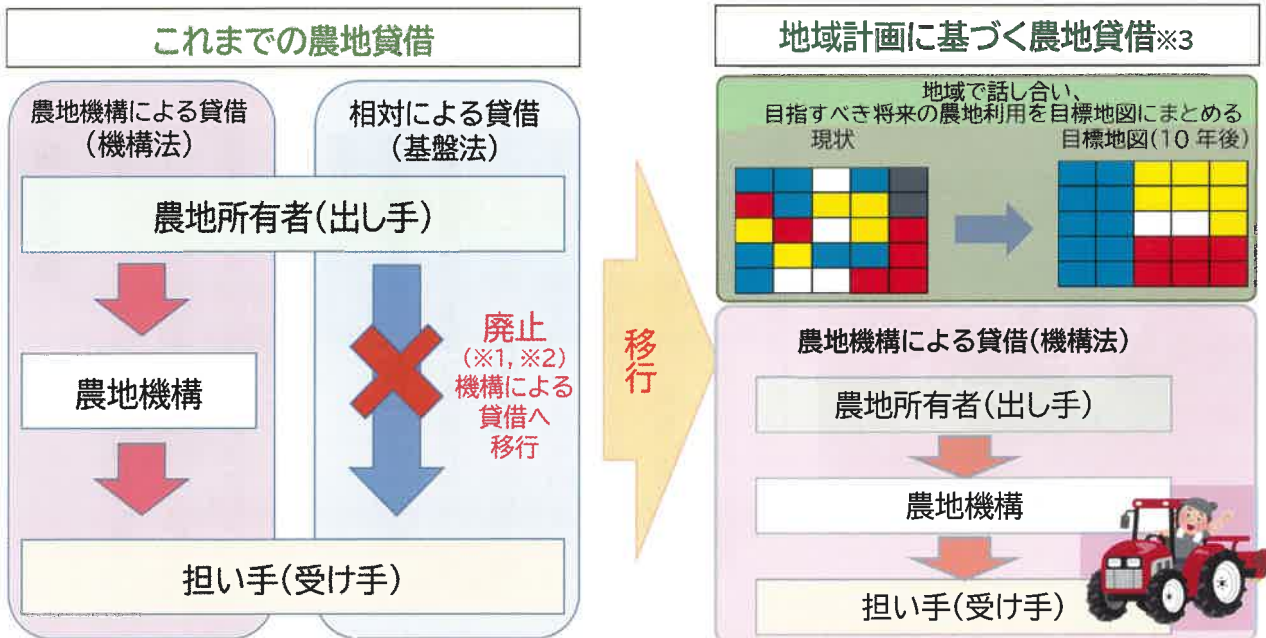
ご自身で農地を管理することが困難な方は、お近くの農業委員・推進委員等にご相談ください。

農地の貸借方法が変わります！



農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されたことから、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は「**農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)**」になります。

- ① 利用権設定事業(相対)の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「**地域計画(目標地図)**」に基づく、**農地中間管理事業(農地機構)による貸借**に移行します。
- ② 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)に記載された「農業を担う者」であれば、引き続き同様に貸借を行うことができます(目標地図に記載がない場合でも、受け手が「農業を担う者」であれば、目標地図を変更すれば貸借を行えます)。
- ③ **【確認のお願い】**受け手が地域計画の「農業を担う者」でない場合は、原則、農地中間管理事業による貸借を行うことができませんので、貸借をご希望の方は、**事前に地域計画および目標地図を確認**してください(地域計画に関しては、丸亀市農林水産課にお問い合わせください)。



※1 令和7年3月までは、経過措置期間としてこれまでと同様に利用権設定事業(相対)で貸借をする事も可能です。
 ※2 既に利用権設定がされている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。
 ※3 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。



農地中間管理事業を積極的に活用しましょう!

法定の手続きを行っていない農地の貸し借り(農地法違反の「ヤミ小作」)は、公的な効力がないためトラブルのもとです。

農地の貸付け希望者(出し手)の皆様へ

【農地の貸借に関すること】

- ① 農地機構の貸借期間は、原則10年以上です。(3年未満は、受付できません。)
- ② 耕作条件等の関係で、農地機構では借受けできない場合があります。
※具体的な例：小面積、不整形、水利等の悪い農地、田渡し、農業機械の進入路がない、搬送用車の駐車場がない、遊休農地、傾斜地など
- ③ 抵当権等の担保物権が設定されていた場合、貸借を解約していただく可能性があります。

【相続等に関すること】

- ① 農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、令和6年4月から相続登記が義務化されました。相続未登記農地がある場合は、原則として法務局で相続登記をしてから貸借の手続きを進めてください。なお、登記手続きが間に合わない場合、相続人の方々から、持ち分の権利の合計が過半になるよう同意書を提出していただくことで、当面、貸借の手続きは可能です。
- ② 農地が共有者名義の場合、共有持ち分の過半となるよう、共有者の同意書が必要です。
- ③ 経営移譲年金、特例付加年金を受給している人が、後継者等から農地の返還を受けて、農地機構にその農地を貸付ける場合は、一定の要件を満たせば、引き続き受給することができます。
- ④ 相続税等納税猶予の適用対象農地の場合、「相続税(贈与税)の納税猶予の特定貸付に関する届出書」を税務署長に提出する必要があります。

農地の借受け希望者(受け手)の皆様へ

【目標地図への位置づけ】

法改正により、令和7年4月以降、農地機構は、市町が策定する地域計画の目標地図上の各筆に位置付けられた受け手に対し、貸し付けることとなります。

目標地図に位置付けられていない場合や、位置付けられていても貸借の更新時にその筆を借り入れない場合は、市町による地域計画の変更手続きが必要になりますので、市町、農業委員会に申し出てください。

【借受け希望農地の確認】

借受け希望者は、事前に農地の現況を確認し、不都合等がある場合は、できるだけ早く農地機構へ申し出てください。

お問い合わせ先】

【農地の貸借に関する問い合わせ → (公財)香川県農地機構 TEL:087-816-3955

・地域計画や目標地図関係の問い合わせ → 丸亀市農林水産課 TEL:0877-24-8845

・ 丸亀市農業委員会 TEL:0877-24-8826

香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室農地マネジメントグループ TEL 087-832-3408

農業委員研修報告

令和6年2月1日、岡山県笠岡市の農事組合法人「奥山営農組合」にお伺いし研修を実施しました。

営農組合の役員の方から、耕作放棄地の解消の取り組みと、法人の活動内容について説明いただきました。

かつての田園風景を取り戻すため、地元有志が一念発起し、荒廃農地を重機やチェンソーで開墾し次々と農地に再生させたこと、再生した農地では飼料用米を作付けし、近隣の鶏卵業者と連携を図っていること、また規模拡大に伴い、持続可能な活動体制の確立や農作業と事務の分業化等の課題を解決するため法人化を選んだことなどについて、有意義なお話をお聞かせいただきました。

法人化後は、営農活動以外に農業の大切さを実感、体験してもらう活動（田植え祭、収穫祭等の開催）や、地域の各種イベントに参加し、地域住民との交流・連携を深めるとともに、農業の魅力や重要性の発信にも努められていました。

課題としては、やはり構成員の高齢化ということで、作業効率の向上のため飼料米のヘリコプター播種実

験を行ったり、防除作業にドローンを導入する等省力化に取り組みされていきました。

農業を通じて地域社会に貢献することを目標に、日々活動されている奥山営農組合さんが丹精して作った「ひのひかり」は大変好評で、笠岡市のふるさと納税にも出品されているそうです。

今回の研修で学んだことは、地域農業のリーダーとして、それぞれの現場での取り組みに活かしていかれたらと思います。

研修の帰りに、地元の農水産物を販売し、地域の観光・文化情報を発信する道の駅「笠岡ベイファーム」に立ち寄り、あわせて資源循環型農業の実現に取り組む笠岡湾干拓地一帯を見学し帰路につきました。



耕作放棄地の再生利用に補助金を交付します

耕作放棄地を解消し、農地の確保と有効利用を図るため、「丸亀市耕作放棄地解消事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、農地の再生作業等にかかる経費を補助します。

対象者

農業委員会が再生する必要があると認めた耕作放棄地を借受け等する農業者等

主な要件

原則6年以上、農地機構を通じた利用権設定等で農地を借受け等すること

補助限度額 24,000円/10a

○その他事業の詳しい内容は、農業委員会にお問い合わせください。

※予算枠に達した場合は受付できませんのでご了承ください。

お問い合わせ先 丸亀市農業委員会 (24-8826)

農業者年金に加入しませんか！

農業者年金の3つのメリット

メリット1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も
- 「終身年金」で女性農業者の長い老後をしっかりとサポート

メリット2

若年層には 手厚い政策支援 (保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられる

メリット3

税制面で大きな 優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象
- 運用益が非課税
- 将来年金として受け取る際も控除の対象

- 農業者年金は、農家のことを知り尽くした農家のための年金です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか？

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>

その他お近くのJAまたは農業委員会までお問い合わせください。

市役所からのお知らせ

2025年農林業センサス

令和7年2月に全国一斉に実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策や食料計画策定などの資料となる重要なものです。

令和7年1月中旬頃から、農林業を営んでいる皆様のごところに、県知事が任命した統計調査員が訪問し、調査を行いますので、ご協力をお願いします。

調査基準日

令和7年2月1日

調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積等が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」

調査内容

経営の形態、世帯の状況、農林業労働力、農林産物の販売金額など

【問い合わせ】

丸亀市役所庶務課

統計例規担当

☎24-8841



農業に伴う野焼きについて

野焼きは法律で原則禁止されています。例外として農業を営むためにやむを得ない場合は認められていますが、煙や臭い、灰の苦情が数多く寄せられています。やむを得ず行う場合でも、周辺の迷惑にならないようご配慮をお願いします。

- ・風の強い日には行わないこと。
- ・野焼きする草等はよく乾燥させること。
- ・建築物から離れた場所で行うこと。
- ・火元から離れないなど、安全管理を徹底すること。

稲わらやもみ殻は、焼却せずトラクターで耕起し、すき込むようにした場合、以下のような利点が考えられます。

- ・地力の維持増進
- ・堆肥施用と同様の土づくり効果
- ・土壌微生物の活性化

― 表紙写真 ―

飯野地区の農地利用最適化推進委員を務める山口好則さんは、この日、新規就農を目指し農地を探している相談者と現地確認をしました。「優良農地を確保するために、我々委員が貸し手借り手の間を取り持つこともできるので、何でも相談してほしい。」と、要領よく使いこなす業務用タブレットを手に話す山口委員。日常的な見回り活動で得た地域の農地情報を元に、相談者の支援にあたります。

ほかに、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地の集積集約など推進委員としての業務は多岐にわたります。令和5年7月に推進委員に就任して以降、精力的に活動する山口委員ですが、「農業従事者が年々減少し、耕作放棄地の増加に頭を悩ませている。土を耕し苗を植えて米や野菜づくりをする人がいなければ美しい田園風景もなくなってしまふ。農家の方とコミュニケーションをとりながら、できる範囲で農地の有効利用の推進に取り組んでいきたい。」と決意を新たにされました。

農業委員、推進委員は各地区で、農地利用の調整をはじめ、農業全般にわたる諸問題を皆様と共有しその改善に取り組んでいます。これから一人一人が「地域の世話役」として、各種相談にきめ細やかに対応してまいります。

